

川崎市告示第121号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を  
令和7年3月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和7年3月26日から令和7年4月9日  
まで一般の縦覧に供します。

令和7年3月26日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

整理 番号	路線名	起	点	重要な経過地
		終	点	
1	昭和 第24号線	川崎区 昭和1丁目	35番 1先	
		川崎区 昭和1丁目	35番 7先	
2	浅田 第209号線	川崎区 浅田2丁目	64番 27先	
		川崎区 浅田2丁目	64番 21先	
3	水沢 第11号線	宮前区 水沢3丁目	2784番 16先	
		宮前区 水沢3丁目	2784番 23先	
4	中野島 第219号線	多摩区 中野島3丁目	572番 18先	
		多摩区 中野島3丁目	572番 12先	
5	登戸 第372号線	多摩区 登戸	212番 2先	
		多摩区 登戸	212番 2先	
		以下余白		